

## 会議録

会議の名称	行財政改革推進委員会 平成18年度 第1回
開催日時	平成18年7月12日（水） 13時30分から16時まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	坂口市長 横道委員長 西川副委員長 浅尾委員 今尾委員 宇賀神委員 加藤委員 高坂委員 事務局：坂井企画部長 池田財政課長 飯島企画課長 金子企画部主幹 伊佐美主査 山野上主任
議題	1 委員長及び副委員長の選出 2 委員会の運営方法について 3 平成18年度における行財政改革の取組（財政関係）について 4 平成18年度における行財政改革の取組（地域経営戦略プランの取組）について 5 行政評価の取組について 6 その他
会議資料の名称	行財政改革推進委員会名簿.....資料1 行財政改革推進委員会事務局名簿.....資料2 行財政改革推進本部名簿.....資料3 行財政改革推進委員会の運営方法関係資料.....資料4 平成18年度委員会予定表.....資料5 「事務事業等見直し方針」取組状況.....資料6 経常一般財源等増減分析.....資料7 平成18年度主な一般財源の状況.....資料8 地域経営戦略プランにおける財政効果.....資料9 地域経営戦略プランにおける主な実施項目の取組状況.....資料10 行政評価の概要.....資料11
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
発言者名： 発言内容	《開会。委員長が選出されるまで企画部長の議事進行による。》

坂口市長（あいさつ）

この度皆様には、これまでに引き続き行財政改革推進委員会の委員をお引き受けいただきということで、厚く御礼申し上げます。

これまでの皆様のご尽力により昨年9月に「地域経営戦略プラン」を策定することができ、今後5年間の行財政運営の改革に道筋をつけることができました。プランはできましたが、改革の正念場はプランの実現に向けたこれからの取組だと思えます。この戦略プランに基づき、職員一丸となって、健全で安定した行財政運営の確保、市民サービスの向上などに努めてまいり所存ですが、委員会からの助言・提言もいただきまして、戦略プランの着実な実現を目指したいと思えます。

また、「地域経営戦略プラン」は、5年間の取組期間のうち、特に前期3年間に集中的な取組をすることとし、そして前期3年間の改革の進捗や社会状況の変化を踏まえ、後期に向けた見直しを予定しております。委員の皆様には、この見直しについてもご助言をいただくことになろうかと存じますので、よろしく力添えを賜りますようお願いをいたします。

今、地方自治体には、「自治体の自主性・自己責任」を根本とした施策展開が求められています。委員の皆様のご豊富な知識と経験に基づくご意見を頂戴し、「地域経営戦略プラン」が目指します「新たな行財政システムの構築」に向けて努力していきたいと考えていますので、よろしくご協力をお願いいたします。

委嘱状交付

## 1 委員長及び副委員長の選出

事務局

委員長の選出を行いたいと思えます。委員会条例の規定では、委員長は委員の互選により定めることとなっております。どなたか立候補または推薦される方はいらっしゃいますか。

加藤委員

引き続き横道委員に委員長をお願いしたいと思えます。

事務局

加藤委員から横道委員を委員長にしてはどうかと提案がありましたが、いかがでしょうか。異議がないようでしたら、横道委員に委員長をお願いしたいと思えます。

横道委員長

引き続き委員長をやらせていただきます。よろしくをお願いいたします。第1期の大きな仕事は、地域経営戦略プランを策定するための答申をまとめ上げることでしたが、2期目は、プランの実行について監視、意見を申し上げる役割と思えます。今の財政状況と比べると高い目標ですので、しっかりとフォローし役割を果たしていきたいと思えます。

これより私のほうで議事を進めさせていただきます。

副委員長の選出に移りたいと思えます。副委員長の選出を委員の皆さんの互選でお願いしたいと思えますが、推薦等ございますでしょうか。

宇賀神委員

引き続き西川委員でよろしいのではないのでしょうか。

横道委員長

では、西川委員に副委員長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

《異議なし》

西川副委員長

引き続きがんばりたいと思います。

## 2 委員会の運営方法について

### (1) 会議の公開、会議録、傍聴要領について 事務局

《資料4にそって説明》

横道委員長

会議の公開については、西東京市市民参加条例第8条に、附属機関等の会議の公開に関する規定があります。この規定により、不開示情報を審議する場合と、当委員会において円滑な審議に支障があるとして非公開と決議する場合以外は、原則公開ということでもよろしいのでしょうか。

《異議なし》

横道委員長

では、そのように決定します。

次に、会議録の作成と公開ですが、市民参加条例と市民参加条例施行規則に定められています。会議録の作成方法については、委員会で適切な方法を選択することとなっています。これまでは、「発言者ごとの要点記録」で作成されていますが、従来どおりでもよろしいのでしょうか。

《異議なし》

横道委員長

では、そのように決定します。

次に傍聴の手続きにつきましては、現行傍聴要領の定めるところにより実施することでもよろしいのでしょうか。

《異議なし》

横道委員長

では、そのように決定します。

(2) 今年度の予定について  
事務局

《資料5にそって説明》

横道委員長

今年度の予定について説明がありましたが、よろしいでしょうか。

《了承》

3 平成18年度における行財政改革の取組（財政関係）について  
事務局

《資料6から資料9にそって説明》

横道委員長

平成18年度予算の段階では、行革の目標削減額11億9,000万円を超える12億6,900万円の効果があったけれども、経常収支比率は95.3%だということです。しかし、交付税の算定結果などを踏まえ、9月に補正予算を計上すると、経常収支比率は93.3%程度になる。さらに、その後節約すれば、決算時には目標の90%に近くなるということです。

西川副委員長

資料8によると、交付税は平成17年度と比べて4億5,000万円減ったということですが、19年度はどうなるのでしょうか。

事務局

資料8は予算時の金額です。平成18年度は、交付税を厳しく見積もりましたが、見積もりよりも増える見込みです。

三位一体の改革以前、30億円以上交付されていた交付税は、今まで減額が続いていましたが、ようやくその傾向が止まりました。19年度は、国の骨太の方針により、地方に対してどのような対応となるのかを待つしかありませんが、楽観視はできません。

西川副委員長

合併特例債は総額で約320億円あります。そのうち3割は市の負担ですから、約100億円が市民の税金だということになりますが、交付税が減ったとしてもそれ以外は保障されるのでしょうか。

事務局

通常交付される交付税について不交付団体となった場合、国から交付されることとなっている合併特例債の7割分は交付されません。合併の促進のため合併特例債を設けたのに、三位一体の改革で不交付団体となれば、実際の税収が増えて自立した団体でない

限り立ち行かなくなります。

横道委員長

新型交付税には問題が2つあって、1つは、人口と面積で算定する部分をどれだけ増やすかということです。合併市町村からすれば到底受け入れられないものです。もう1つは、総額がどうなるかということです。現段階ではあいまいになっています。

西川副委員長

合併特例債における国の7割分の負担は法律で定められているのですか。

事務局

法律には定められていません。ただし、7割分について変更しようものなら、合併市町村が反発しますから、それは難しいはずです。

現在、西東京市の財政力指数は0.96です。それが1になれば不交付団体となり、交付税とともに交付される合併特例債の7割分についても交付されなくなります。西東京市もいつかは不交付団体となるでしょうから、そのときは償還が問題となります。

西川副委員長

合併特例債の償還はピークで60億円程度だったと思いますが、ピークはいつでしたか。それから、今年度の市債と支払い額はいくらですか。

事務局

残高のピークが平成22年度、償還のピークが26年度と推計しています。今年度は、市債が約60億円、支払いは約40億円です。

浅尾委員

気になることが2つあるので確認したいのですが、市税の伸びはどのくらいですか。それから、これからの大きな問題である介護保険はどのようになっていますか。

事務局

平成17年度の税収は273億円で、対前年度比1.9%増でした。固定資産税はマンション建設があり、家屋の分は増えましたが土地の分が減っています。市民税は税制改正があったため約4億円増えました。19年度も定率減税の2分の1の廃止がありますので、同じ傾向が続くと考えています。

介護保険については、第3期事業計画を策定いたしました。本市のサービスは26市の平均より少し下回りますけれども、バランスは良いと思います。

#### 4 平成18年度における行財政改革の取組（地域経営戦略プランの取組）について

事務局

《資料10にそって説明》

高坂委員

指定管理者制度以外にも、民間委託には市場化テストなどさまざまな手段がありますので、総合的に判断して柔軟に考えたいと思います。市民ニーズが変わってきていますので、今までのノウハウだけでなく、新たなサービスも考え、利用する市民を巻き込んで検討するのが重要だと思います。

有料広告に関することですけれども、外国では施設を建設するときにドネーションを募っています。東京都でも公園のベンチに同じようなことをしています。これは将来的な課題でしょうけれども、いずれにしても柔軟に幅広く考えてはどうでしょうか。

事務局

民間委託については、施設白書を作成し、特性を考慮して判断したいと考えています。

有料広告については、他市と比べると取組が遅れていますので、できることから取り組んでいきたいと考えております。

宇賀神委員

以前、公共施設適正配置計画を策定していましたが、白書にはそれを活用して、時間を有効に使っていただきたい。

事務局

公共施設適正配置計画では、細かな分析がなく、あるべき方向性を示していませんでした。これからは、補助金の情報や大規模改修の情報などを勘案し、施設ごとに分析し後年に活用できるようにしたいと考えています。

今尾委員

9番の「保育園の民間委託」は、1,880万円の削減効果が出ましたが、これは経常的な効果ですか。初年度だけの効果ですか。

事務局

この効果は、従来の仕様との比較で算出された数字です。実際は、削減できた金額を使って定員を拡充していますので、実態としてお金が浮いたということではありません。

今尾委員

将来は、実質上の経費削減ができるのでしょうか。

事務局

住民要望もありますので、そのまま財政が潤うというわけにはいかないと思います。

## 5 行政評価の取組について

事務局

《資料11にそって説明》

横道委員長

事前評価と事後評価は、何が違うのですか。

事務局

事後評価は、平成17年度に実施した事業を評価するものです。事前評価は、今年度は19年度以降に実施する予定の総合計画事業を評価します。来年度は総合計画事業以外も評価したいと考えています。

加藤委員

事務事業の評価にはかなりのエネルギーがかかります。全ての評価対象事業が次の予算に反映するわけではないでしょうし、限られた日程しかありませんので、大事な切り口だけ上層部で評価し、各課に任せられるものは任せるべきだと思います。このことに気をつけて実施していただきたい。

宇賀神委員

このようなシステムは簡略化したほうがいいものです。ISOの維持にはかなりのコストがかかっているながら、あまり効果はありません。細かいところは各課長に任せるべきだと思います。

事務局

昨年度は現場の苦労も多かったので、シートを見直し、事業数も絞り込みました。また、合併時の調整がそのままになっているものもまだありますので、昨年度実施した事務事業の総点検は、行政評価の中で実施していきます。しかしながら、最終的な評価者については、手続きを適正にしないと市民に納得されませんので、試行錯誤になるかもしれません。

## 2 その他

日程調整

《第2回委員会の日時については後日調整する。》

《閉会》